

第5回
武蔵野市学校施設整備基本計画
策定委員会

令和元年12月2日
於 武蔵野プレイス フォーラム

武蔵野市教育委員会

第5回 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会

○令和元年12月2日（月曜日）

○出席委員

奈須委員長 丹沢副委員長 嶋田委員 菅野委員 高橋委員 寺島委員
矢島委員 砂崎委員 吉清委員 福島委員

○事務局出席者

渡邊教育企画課長 西館課長補佐 深見課長補佐兼施設整備計画担当係長事務取扱
藤野主事
秋山指導課長

○日程

- 1 開 会
- 2 議事

（1）計画素案について

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

（2）計画素案に対する意見聴取予定

◎議事

(1) 計画素案について

○委員長 計画素案について事務局より説明をお願いします。

○事務局 素案をご覧ください。素案のボリュームが多いので、各章ごとに説明して、ご意見をいただくという形で進めます。

まず1頁の左隣、目次の最後をご覧ください。この冊子の中ではいろいろグラフが出てきます。その内訳の数字は端数処理の関係で内訳の合計と合計が一致しない場合がありますので、ここに断り書きを記載しました。

第1章の説明です。まず1番、背景・目的です。来年度、最も古い学校は築60年、改築の目安を迎えます。市として平成25年「公共施設再編に関する基本的な考え方」をまとめました。ここで60年を目安に改築していこうという基本的な方針が出されました。それを受けて学校施設についても、第4段落、平成27年「武蔵野市学校施設整備基本方針」、平成29年「武蔵野市学校施設整備基本計画中間のまとめ」を公表しました。この計画によって長期にわたり計画的に改築を実施できるようにしたいと思います。

1番の最後の段落です。「本計画に基づき」と記載しましたが、この計画で全て細かいところまで決め切るのではなくて、当然、個別の学校の改築においては、地域の方々の意見等々も踏まえて計画される必要があります、そういった余白を残していく必要もありますので、「更新時の物理的余裕」、「地域性を鑑み」という文言を記載しました。

2番、計画の位置づけです。2頁上の図表をご覧ください。国の計画との関係、本市の計画との関係に分けています。まず(1)国の計画との関係です。国は「インフラ長寿命化基本計画」を定めました。これに基づいて文科省から、学校施設についても個別施設計画を、令和2年度までのできるだけ早い時期に策定するようということが求められています。国から求められている個別施設計画に位置するものが本計画です。

次に(2)本市の他計画との関係です。教育分野については「第三期学校教育計画」の内容を踏まえています。施設については「武蔵野市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、その類型別の計画であるということが整理されています。

3番、計画の対象は記載の小・中18校です。

3頁の図表3は学校配置図です。字が小さいので最終的にもう少し大きくします。

4番、計画の期間と見直しのサイクルです。この計画の対象期間は、大部分の学校の更新が視野に入り改築が集中する期間である令和2年度から令和25年度までの24年間です。その間、さまざまな変化・変動も見込まれるので、定期的に改定、ローリングをしていきます。一番下の文章、「改定の時期は、本市の長期計画の策定期間に合わせ8年ごととし、次の見直しを令和9年度に行います」としました。

○委員 3頁の4番、計画の見直しのサイクルについて、この計画は全体的な計画ですが、この後は出てきた案の見直しになるので、どちらかというとも長期計画を受けて考え方を見直すというよりは、次の長期計画の策定より前に個別の見直しをして、それを受けて長期計画を策定するほうが、よりプランとしてはなじむと思います。議決等もあるので長計の議論のほうがロングスパンで早く終わります。なので、パブコメの時点では見直しのサイクルについての記載を直す必要はないと思いますが、1年ぐらい早くしたほうが実際はうまくはまるかなと思いました。

○事務局 ご意見も踏まえて考えたいと思います。8年ごととしていますが、基本計画の策定期間を1年にするのか2年にするのかによる部分もあると思いますので、そこは調整をしたいと思います。

○委員長 パブコメの期間に庁内でも、技術的なことも庁内で少しご議論いただいて、私も伺いながら最終案に持っていきたいと思います。

○副委員長 1点確認なのですが、60年で改築という話については、1頁の1番2段落、『公共施設再編に関する基本的な考え方』と、4段落目『武蔵野市学校施設整備基本方針』がありますが、これらの中で一応もう決められていると理解すればよろしいでしょうか。

○事務局 歴史的に言いますと、平成25年の『公共施設再編に関する基本的な考え方』で、市全体の方針として初めて60年というものを打ち出したこととなります。それを受けて学校施設、個別分野としても方針を立てる必要があるだろうということで、平成27年の『武蔵野市学校施設整備基本方針』に至っています。

○副委員長 1頁の2番(2)本市の他計画との関係について、主語の記載がないので、「本計画は」という文言を入れたほうがいいかなという気がしました。

○事務局 次に、2章の説明です。4頁をご覧ください。1番、学校施設の保有状況について図表4-1、4-2のとおり小・中別に表を記載しました。申し訳ありませんが訂正があります。第五小学校北校舎棟です。建築年度の欄、西暦1961年となっていますが、1960年、和暦は昭和35年、築年数は59年が正確な数字です。

5 頁の 2 番、これまでの施設面での整備状況を簡単に図表 5 のとおり年表として記載しました。昭和30～50年代、校舎、体育館の非木造化として鉄筋化を進めてきました。現在これから60年たつということになります。校舎は昭和35年から54年まで19年間、非常に短い期間で一気に鉄筋化したという経緯があります。その後、学校施設の耐震補強。平成17年度からは予防保全。保全の仕組みも整えたという歴史があります。近年で言いますと、空調の設置や特定天井の耐震改修、いわゆる非構造部材の耐震化と呼ばれるものです。それから校内の無線LAN化などを行ってきました。

6 頁の 3 番、現状と課題です。まず(1) 老朽化への対応です。図表 6 は築年数によって学校の分類をしています。築50年以上が44%、築45年以上を含めると改築の必要が近い学校は全体の77%です。45年というのは、文部科学省の「長寿命化改修の手引き」によって長寿命化改修を行う時期の目安とされています。おおむね築後45年程度までが長寿命化改修とされています。築45年未満の小学校4校は大野田、本宿、千川、桜野です。

(2) 児童生徒数の推移と今後の推計です。これは7頁図表7のグラフをご覧ください。児童生徒数はこのところ増え続けています。これが一定続いた後に若干なだらかな減少傾向を見ることにはなりますが、現時点と比べると若干増加した数値になると思います。この増えてから減る局面というのが、過去と大きく違うのかなと思います。過去は、ぐっと下がるケースがありましたが、今後の人口動態を見ると、それほど減り方はしないのかなと考えています。

(3) 財政の現状と今後の予測です。学校改築に備えて学校施設整備基金を積み増しています。昨年度末時点で約123億積み上がっています。今後の改築については、施設の規模や整備水準が過大とならないようにしなければいけません。

(4) 標準的な施設整備水準の確保です。8頁をご覧ください。再開後の策定委員会で現状をお示ししましたが、普通教室の広さがばらばらであったり、各諸室間の位置関係が理想的なものでなかったり、後からできた習熟度別学習用教室、特別支援教室なども各学校によって規模・配置がばらばらです。これらは現状の建物構造のままでは直しにくい部分です。

(5) 新たな教育的ニーズへの対応です。来年度より全面実施される新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びが求められ、授業のありようや子どもたちの学び方が変わってきます。そういったことへ対応していく必要があるということに記載しています。それからこの間、特別支援教育についてもさまざま力をいれて進展

していますので、そのことも記載しました。

(6)学校施設を取り巻く環境の変化です。この間、教員以外に外部から学校を支援していただく様々な人材が増えています。それ以外に、学校及び子どもの安全に対する意識も高まっていると思います。関連して、避難所としての学校施設の役割も改めて再認識しています。また就労環境の変化によって、武蔵野市のあそべえ、子どもクラブへのニーズも高まっている面もあると思います。

(7)建築上の制約条件の変化への対応です。これは六十数年前の学校の鉄筋化のときと大きく異なる状況かと思えます。高さ制限や日影規制など、現在の学校の建築以降に改正された法規制などによって、今と同じ規模、同じ配置では更新できない場合があります。そういった条件を整理していく必要があるということ、また、限られた敷地の中で効率的に施設を配置していくために、校舎棟にほかの棟を合わせて同時に更新する必要があります。

今の建築条件については10、11頁にまとめています。これは一度ご確認いただいた内容です。まず10頁をご覧ください。敷地の状況、1万㎡をきる学校がある状況、高さ制限等を示しています。高さ制限の部分で12mというのは、制限を緩和する前は10mです。10mだと建物としては2階建てになります。さすがにそれでは学校は建てられないので、高さ制限の一定の緩和を前提として12mと記載しました。

11頁、必要施設規模の中の左から3番目、想定階数についてです。高さを緩和したとしても地上3階か4階、そして地下1と示しましたが、ほとんどの学校で地下を活用しないと必要な機能を盛り込めない状況です。特にその余裕度については、計算上の余裕面積というところをご覧ください。限られた敷地面積から建物の建築面積、グラウンド面積などを引いて、どのくらい残るのかという計算をしています。これはあくまでも面積だけ見たもので、何か施設のプランを考えて計算したものではありませんので、あくまで参考ですが、例えば五小、井之頭小学校は3桁です。六中はマイナスになっています。こういったところは、敷地について何らかの手当てが必要だと考えています。あわせて仮設校舎の設置も恐らく難しいだろうと思います。もともと狭い校庭の中で工事車両が動けるスペース、資材置き場などが必要です。そういったものも除いた上で仮設校舎の面積を確保できるかということ、現実的には相当困難だと思います。

12頁の(8)ファシリティマネジメントに基づく計画、維持管理です。先ほど副委員長からもご指摘がありましたが、公共施設等総合管理計画に基づくファシリティマネジメントを行っています。

改築についてはアの第2段落です。一般的なコンクリートの供用期間が65年、また、コンクリートの中性化進度から推計すると60年程度で鉄筋の腐食が始まること、そういった可能性があるということ、日本建築学会発行の「建築物の耐久計画に関する考え方」の目標耐用年数では60年であること、こういったことと、「および」以下が大事ですが、「施設の機能的限界も勘案し、学校施設は築後60年での更新を基本とします」というのが、大きな方針としてあります。

改築まで、また改築後については、これまでの予防保全の考え方でしっかりと手を打っていくということ、課題の部分に記載しました。

駆け足になりましたが、第2章の説明は以上になります。

○委員 (5)新たな教育的ニーズへの対応の部分で、特別支援教室の施設の更新の際には「将来的に必要となる規模と配置を考慮しながら整備を進める必要があります」という文言があるのですが、特別支援教室についての議論がここではあまりなされていないのかなという印象を持っています。また、(6)学校施設を取り巻く環境の変化について、取り巻く環境の変化という項目で、先生が増えるという項目、避難所という項目、あそべえなどの項目が、全く違うものなのにまとめられて書かれているのは少しおかしいかなという印象がありました。別々にきちんと現状と課題を示していただいたほうが分かりやすいかなと思いました。

○事務局 後段の部分については分けて記載したいと思います。

特別支援教育については、第三期学校教育計画でも重要な施策として掲げられています。特にこの間、小学校の特別支援教室を全校に配置してきました。それに伴って利用者も増えているところです。今後、中学校においても全校で特別支援教室を設けますので、その後の推移、ニーズがどこまで広がるのかということも見極めていかなければいけないと思います。

○副委員長 今のお話の9頁(6)は、整理して書いたほうがいいかなと思います。特にアの現状もイの課題も、外部人材の活用という話と安全の確保という話が併記されていて、外部人材を活用すると安全に影響があるのかなという、若干違和感もあります。おそらく地域開放など不特定多数の方が使われるような状況が想定されることに対しては、安全をポイントとして考える必要があるのかなと思いますので、その辺を分けて記載したほうがよろしいかなと思いました。

また、8頁(5)イの課題の一番下の「また、ICT環境は」という部分なのですが、「ICT環境は」、その次の行の「施設の整備を行う必要があります」という表現になっていて少し分かりづらいので、表現を工夫したほうがいいと思いました。

○事務局 3章と4章はまとめて説明します。

まず第3章、学校施設整備に当たっての考え方です。1番、これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性について、施設のことを考えるに当たっては、今後の教育のありようも設定しなければいけないだろうということで、平成28年度の間中まとめの段階でまとめた文章です。これは中中まとめのまま変えずに記載しました。

13頁の中ほど「このような目標のもと」で始まる段落が、今回つけ加えた部分です。大きな考え方としては、13頁の上の文章と変わりませんが、こういった目標を踏まえた上で今回、第三期学校教育計画の答申をいただいております。第三期学校教育計画の計画期間は今後5年間ですが、学習指導要領の改訂を踏まえた、その長期も見据えた計画になっていますので、そこから基本理念、施策の基本的な考え方を横引きしています。基本理念は「自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる力を育む」です。こういった理念を実現する施策の基本的な考え方として13頁の下、(1)これからの時代に求められる資質・能力を育む教育で、学習指導要領の改訂を踏まえて資質・能力ベースで考えていきますということ、それから14頁、(2)自信を高め、意欲を育む教育、(3)多様性を生かす教育、(4)学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育、こういった目標理念を定めています。

その上で14頁の下、2番、学校施設整備に向けた考え方です。これは中中まとめをベースにして記載しています。ここからは項目が相当多いところなので、まず全体構造をお示しします。2番については(1)から(4)までです。(1)が14頁、(2)が15頁、(3)が17頁、(4)が18頁です。(1)から(3)は何々の施設という体言どめでも分かるとおり、ここは将来の施設像を(1)、(2)、(3)に分けて掲げています。その上で(4)では、その施設の整備のあり方を示しています。

(1)をご覧ください。学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設です。アでは、多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり、一斉指導による学習以外にさまざまな学習スタイルが可能になるようにということを示しました。イの主体的な学習活動を支援するラーニング・コモンズの整備、ここもこれまでさまざまご議論いただいた部分です。従来の学校図書館、パソコン教室、多目的室などのあり方です。これを一体的に整備していこうという考え方です。策定委員会の中では、そうはいつでも小学校と中学校の違いにも配慮する必要があるのではないかとということも、ご意見としていただいております。

イについては、先に20頁をご覧ください。20頁の(3)、表の真ん中に「ラーニング・コモンズ」とあります。例えばICT学習室は1と示していますが、普通教室1コマ分という意味です。学校図書館については2.5から3.5コマ、これも学級数に応じた規模で整備するため、大規模校ではそれなりの広さが必要になると思います。また多目的室は1コマです。総面積、必要なコマ数についてはこの表で規定はしていますが、実際の配置、例えばフロアごとの割り振りなどはクラス数に応じて設計段階で検討していくことかなと思います。

さらに23頁もご覧ください。先ほどの表で面積を規定した上で、その配置のあり方や整備方針を記載しています。23頁の表の一番下です。ICT学習室、学校図書館、多目的室を一体として、全ての学年が利用しやすい場所に配置する。小・中の違いは、小学校ではあそべえへの開放を想定した配置とし、右側の欄では、さらに低学年用読み聞かせスペースを整備する。一方で中学校については、個人学習が可能な自習スペースを整備すると記載しました。

14、15頁に戻ります。ウ、ICT環境の充実。エ、教科教育の充実のための特別教室・特別教室まわり。オ、学校環境の変化に柔軟に対応できる施設計画。将来の学級数の変動や学習内容・形態の変化に対応できるように、いわゆる可変性も備えなければいけないと考えています。それからカ、特別支援教育の推進のための施設です。

(2)安全でゆとりのある施設についてです。まずア、ゆとりと潤いのある生活の場。イ、健康に配慮した計画。採光や通風、換気等に十分配慮したいと思います。ウ、体力向上のために十分な運動用の空間を確保していく。エ、自然災害に対する安全性の確保です。耐震性については非構造部材も含めて十分な耐震性能を持たせていきます。オ、安全・防犯への対応。カ、バリアフリーな施設です。これは災害時の避難所としての使用も考えています。キ、環境との共生。ク、カウンセリングの充実のための施設。これは保健室や教育相談室、保護者の相談スペースなどもカウンセリングの機能として大きく捉えて総合的に配置を考えていこうというものです。

(3)地域のつながりを育てる施設についてです。ア、学校・家庭・地域の連携・協働を支える施設ということで、必要な諸室を整備していくということ。イ、地域における児童福祉の場となる施設。あそべえ、子どもクラブについては学校内に設置していくという方針を堅持していきたいと思います。ウ、地域の避難所となる施設。防災倉庫、備蓄倉庫についても、後づけではなくて当初からしっかりと整備を

していきたい。エ、オは複合化と多機能化です。こちらも今回再開後にご議論いただいたものです。

まず複合化ですが、学校ごとの検討がベースになるかと思えます。検討の際は、更新時の物理的余裕、地域性を鑑みること、学校は教育という本来の目的を踏まえた上で必要な機能をそろえるべきだという考え方にに基づき学校教育との親和性、教育効果の観点から検討する必要があると思えます。留意事項としては、学校管理職への負担がかからないようにするということが必要です。

オは学校開放（多機能化）に関することです。学校施設ではあるけれども、時間帯によっては学校以外の用途でも使っていただくというものです。校庭、屋内運動場、多目的室、開放用の多目的室です。家庭科室（調理室）は、当初から学校開放がされるということを想定して位置関係を考えます。開放ゾーンについては開放管理室を設置するということがを、17頁の一番下に示しています。

18頁のカ、地域に調和する施設。キ、永く愛される施設。ここでは「躯体強度を長期仕様にするなど」と記載しています。基本的には長期的な人口動態を踏まえる必要がある部分なので、一律に何年とは示せませんが、長期間安全を確保できるようにしたいと思えます。

以上が将来の学校像に当たる部分でございます。

そういったものをどういうふうに整備していくのかが、(4)学校施設の機能・性能の維持・向上です。まず第1段落「時代の変化に合わせて、本市が必要とする学校施設の機能・性能を満たす機能的更新」について、12頁で「機能的限界」という言葉も紹介しましたが、時代に合わせていくことが、長寿命化改修を繰り返しているだけではいずれ困難になります。また、6頁にもあったとおり、本市の学校の77%が長寿命化改修の目安とされる築後45年を既に超えています。

このため、「財政的効果も勘案したうえで、長寿命化改修ではなく築後60年を目安に改築をします」と記載が続きます。ここは少し言葉足らずな部分があります。築後60年というのは、文部科学省が従来型の改築と呼ばれている四十数年の改築と比べると長寿命化したことになります。長寿命化をしつつ、一定の区切りとしたら60年というのが、「築後60年を目安に改築」でございます。それと対比させている「長寿命化改修ではなく」というのは、60年を超えてさらに長寿命化改修を重ねていくという意味です。いわば、さらなる長寿命化改修ではなく、築後60年を目安に改築ということになるかと思えます。

以上、改築の話です。

改築後の施設についても、改築前と同様に劣化・改良保全整備を行っていくということを記載しました。図表10です。前回示したところ、一般例の、長寿命化改修と改築の部分についてご意見をいただいたので、矢印の長さを変えました。あたかも長寿命化改修も改築と同じような効果が得られるような印象を持たれると、それは現実と違うので表現を工夫した方がよいというご意見のもと、修正しました。

左側の武蔵野市についてですが、特徴は上向きの矢印が多い、すなわち小刻みに保全をしていくということですが、ここについても基本的な方針は賛成ができるというご意見がありました。

その上で、さらなる長寿命化改修と築後60年での改築の比較をしました。19頁の図表11をご覧ください。時代の変化への対応という部分では、改築はゼロから作り直すので容易だろうと考えられます。さらなる長寿命化改修の場合で困難な機能的更新の例は図表12に示しました。柱や構造壁の位置を変えることができない、これが一番大きな部分ですが、ニーズに応じた諸室の変更ができない。ゾーニングの話も同じです。それからバリアフリーや法適合、既存不適格の改善は、最たるものは日影規制の話です。こういったものへの対応は基本的に長寿命化改修では不可能です。工事の期間は両方とも長いですが、ただ、改築の場合は年単位になるという点が、違いとして挙げられます。また、長期的な費用について、これは差異なしと整理しました。この間、数字を精査しました。資料は間に合いませんでしたので、スライドをご覧ください。青いラインが長寿命化改修を重ねた上で築後60年の改築をするパターン、赤い矢印は、長寿命化改修を重ね築80年の段階で改築するパターンです。長寿命化する間、改築の山が右にずれているということが分かります。この尺は100年間とっています。累積金額を見ると、基本的にはほぼ変わらない数字です。ただ、ご注意いただきたいのは、この数字は現在の建築単価によるものということです。この100年間の間に建築単価は上下しますが、基本的にグラフの形は変わらずにY軸の方向に上下するだけになると思います。

それでは、素案に戻り第4章、20頁をご覧ください。計画・設計の具体的事項です。これは設計者が具体的なプランを考えるに当たって具体的な基準を示す必要がありますので、第4章ということでまとめました。

まず施設規模、(1)普通教室です。小学校は68㎡前後、中学校は76㎡前後、これもシミュレーションをご確認いただいて数字として示しました。ちなみに現在の標準的なサイズは小学校60㎡、中学校は64㎡です。普通教室1つの広さを1コマ、1室当たりの広さを1コマとして以降表記をしています。

(3) 諸室面積基準の表をご覧ください。表の見方ですが、例えば理科室は2とありますが、理科室1室当たり普通教室2コマ分の広さを確保するという意味です。ただ、これは各学校、理科室は1室だけという意味ではありません。備考欄のとおり、授業数、クラス数に応じて室数を確保していくことになります。場合によっては第2理科室ができる学校もあるかと思えます。特別教室、ラーニング・コモンズと続き職員室です。職員室についてしっかり議論したのも、今回の策定委員会の、他市と比べての特徴かと思えます。職員室は2.5から3.5コマ。固定席数と兼用席数による計算式があります。兼用席数は、フリーアドレスの議論もありましたので、このように示しました。1席5㎡前後です。これはシミュレーションから割り出した数字です。

21頁は、その他のものとして多目的室等を示しました。開放ゾーンには開放用の多目的室、P T A・青少協室、給食調理室を記載しました。そのほか地域子ども館を設けます。

表の一番下、共用部ですが、床面積全体の40%以下とすると示しました。現状が30%前後ですが、40%で足りるのかという議論があった部分です。共用部は、広ければ広いほど良いという単純なものではないのかなと思えます。その一方で、30%では、設計者がさまざまな選択のためのプランを考える際には、柔軟性がほとんどないのかなと思えます。なので、最初に計画では40%以下ということである程度余裕のある数字を示した上で、個別校の設計の段階で精査をしたいと思えます。

(4) 校舎以外です。校庭、プール、屋内運動場については、中間のまとめと変わりません。

22頁の表をご覧ください。各諸室の配置、位置、整備方針です。22頁ではそれらの共通事項をまとめています。

学校の適正規模は中間のまとめと変えていません。

標準的な仕様・コスト、3つ目の点について、整備水準は原則として東京都の「公共施設整備の基本方針」及び「標準建物予算単価」に沿うものとする。この単価は基本的に公表されていないので具体的にはお示しできませんが、毎年この予算単価は変わります。それを参照していきます。言いかえると、公共施設としてはオーソドックスなレベルで学校施設も建てていこうと、例えば都立学校などがそういったものに当たるかなと思えます。

防災機能については備蓄倉庫、防災倉庫の具体的な面積も示しました。

環境性能については国の補助金のメニューである「エコスクール・プラス」を記

載しました。ただ、あくまで国の補助金なので、これが20年、30年続くかは分からない部分があります。策定委員会への資料では、東京都の公共施設向けの環境基準、省エネ・再エネ仕様というものも参考にしたいということを示しましたが、それらも参考にして環境性能も必要なものを盛り込んでいきたいと思います。

23頁以降です。相当細かいので、特に押さえていただきたい部分をピックアップしたいと思います。

まず普通教室、配置は、快適な環境を確保することを前提に最良の向きを選んでいく。家庭科室は、施設開放、行事、災害時の炊き出しでの利用を想定した配置とする。教育相談室は、保健室と近接させる。ラーニング・コモンズは先ほどご説明したとおりです。

次頁、職員室の配置は、校庭から直接出入りできるよう、原則として1階に設置する。ここについては、小・中の違いや個別校での議論によってもさまざまなお意見が出ると思いますので、あくまでも「原則として」という断り書きを記載しました。基本は校庭全体を見渡すことができることが必要かなと思います。

職員室の整備方針の4つ目について、全ての教員、特別支援教育の関係職員、支援人材が執務できる環境とする。

25頁、その他（学校）の多目的室について、ホール、オープンスペース、視聴覚室の機能は、多目的室で一部代替をしていこうというもの。また小学校だけですが、給食調理室は、災害時の炊き出しでの利用を想定した配置とすると示しました。先ほどの家庭科室と同じ役割です。

以下は開放ゾーンです。開放用の多目的室は、避難所としての利用を想定した配置とする。ベースは体育館ですが、いわゆる福祉避難所等については、こういった多目的室の利用も想定しなければいけないのかなと思います。ここはランチルーム、和室、ラウンジ機能も兼用したいと思います。

地域子ども館については、校内トイレにアクセスしやすい位置に配置をしようということを示しました。

共用部について、共用部の見出しの部分が切れていますが正確には「廊下、階段、トイレ、昇降口」です。共用部であるトイレについてもご議論いただき、例えば男子便所の小便器をなくすのか否かといったこともご議論いただきました。そこで見えたのは、相当意見の幅があるということです。この表は標準仕様、各校共通する必須のものなので、まだ標準仕様という位置づけにはできないのかなと考えました。そのため、原則として和便器は設置しない、多目的トイレを各階1カ所以上設置す

る、この2項目だけを示しました。

26頁は校舎以外です。校庭について、まず配置です。日影規制、斜線制限、仮設校舎の回避などの観点から、必要な機能を確保することを前提に北側への配置も検討する。「も」を入れたのは、北側への配置が原則ではないという意味です。ただ、これを選択肢から外してしまいますと設計者がプランを書けないという厳しい条件があるのは現実なので、それを踏まえて北側への配置も検討すると示しました。

校庭の整備方針です。必置とする設備は、学習指導要領などか必置とされている体育倉庫、うんてい、鉄棒、砂場を記載しました。3点目ですが、土舗装とあわせ全天候型の舗装も検討する。この「も」も先ほどの「も」と同じ意味です。小学校のビオトープは、その必要性は否定しませんが、施設内での設置が不可能な場合は、生物多様性、環境学習に関する教材はどういったものかということで個別に検討したいと思います。

プールは原則として全校に設置、ただ、条件によっては複数校での共同利用や地域住民との共同利用も選択肢として検討します。

屋内運動場は、避難所利用を想定するという、それに伴って男女別のトイレ、更衣室を設置することを示しました。

27頁、ゾーニングです。今の学校は、どちらかというゾーニングがしっかりとしない部分があると思います。最たるものが、学校開放に関する部分は今、副校長先生が管理しなければいけないようになってしまっているのが学校側の負担にもなっています。そのため基本的に開放ゾーンは学校管理と切り分けたいと思います。そのために開放ゾーンには開放管理室を設けると示しました。

○委員 20頁(3)校舎のところについて、コマ数のところで前回の委員会でも同じような表があったと思うのですが、開放管理室、前回委員会資料では0.3コマで示されていたのが、今回の資料では0.25コマになって小さくなったのには何か理由がありますか。わずかなことですがすみません。

○事務局 前回は小数点2位までの設定で表記していたので0.25コマとなっていました。もともとエクセルには0.25コマと入力していたのですが、表記が小数点1位以下までの設定にした関係で0.3コマになっています。

○副委員長 3章について、14頁(3)多様性を生かす教育というところなのですが、「様々な背景を持つ子どもたちが一緒に学ぶ公立学校」という記述について、公立学校にかかわらずさまざまな背景を持つ子どもたちは、ほかの学校でもおられるかなということで、この点を公立学校の強みとまで言うてしまうことに、個人的には

違和感が少しあります。

また、18頁キの永く愛される施設の内容ですが、ここの文章は躯体強度を長期仕様とか、建物をとにかく長くもたせれば永く愛される施設だ、というような書きぶりになっていて、永く愛される施設とはどういう施設というあたりを、もう少し入れたほうがいいかなと思っています。このあたりは中間まとめのほうがもう少し充実した記載があったので、見直していただければと思います。もう1点、17頁(3)地域のつながりを育てる施設のウで、地域の避難所となる施設に関する記述があるのですが、オにある家庭科室なども、避難所としての利用を考慮するという話になっているので、ウにも、家庭科室の記載を入れたほうがよろしいのかなというふうな気がしました。

○事務局 ありがとうございます。1点目、14頁のところです。第三期学校教育計画の答申から、これはそのまま横引きをしている部分です。多様性について、公立であろうとそれ以外の学校であろうと多様性自体はあるというのは、ご指摘のとおりだと思います。ただ、公立の場合は、例えば入試あるいは経済的な環境によっていわば絞り込むことがありません。さらに武蔵野の場合は学区選択制もとっていませんので、基本的にそういった多様性を全て受けとめていくのが公立の学校かと思っています。それをネガティブな面で捉えるのではなくて、そういった中で子どもたちが育っていくということをポジティブに捉えようということで、こういった表現を使っています。これは答申から引っ張ってきている部分なので、このままにさせていただければと思います。

2点目、17頁のところです。避難所機能ということで家庭科室、それから調理室についても役割を果たしていることになりますので、副委員長がご指摘のような方向で修正をしたいと思います。

3点目、18頁の永く愛される施設です。これも中間のまとめと比べ少しあっさりしてしまっているので、ここも修正したいと思います。

○副委員長 第3章に関してもう1点。18頁(4)学校施設の機能・性能の維持・向上について、ここで基本的には60年を目途に改築ということと、改築後の施設について予防保全等を行っていくという記載があるのですが、いわゆる改築に至るまでの間の既存の学校の扱いについても、ここで触れておく必要があるのかなと思います。第3章は学校施設整備などの基本的な考え方を示しているところなので、既存学校については公共施設等総合管理計画で定めるということなのかもしれませんが、改築する学校だけではなく既存の学校についての考え方、ある程度学校に関する基

本的な部分というのは、こちらの中でも触れておいたほうがよろしいかなと思います。

○事務局 前回の策定委員会だったと思いますが、予防保全に基づく劣化改良保全というのは本市独自のものでして、それなりの歴史も積み重ねてきましたので、そういった内容についてお示ししたかと思います。その資料からも内容を引っ張ってきてここに示したいと思います。

○委員 17頁(3)ウの地域の避難所となる施設について、副委員長から家庭科室の話が出ましたが、災害対応という意味で言うと家庭科室の場所は非常に大事になると思うので、使いやすい場所に設定していただきたいと思っています。

23頁(2)個別事項についての整備方針について、これは各学校が改築する際に、地域のニーズ、学校関係、PTA関係など、地域の皆さんと、この中でいろいろ決めていけるという理解でよろしいでしょうか。例えば非常にこだわっている校庭についてですが、土にするのか人工芝にするのかの選択をどうするかという部分は、みんなで話し合っ各学校の方針を立てていけばいいということですよ。

○事務局 1点目、ご指摘のとおり災害時の炊き出しのことを考えると、家庭科室や調理室の位置関係は非常に重要な部分です。ここについては23頁の家庭科室の配置の欄をご覧ください。「災害時の炊出しでの利用を想定した配置とする」と示しました。かなり抽象的に示したのは、2点目の質問にも絡みますが、この基本計画で一から百まで決めようというものではないからです。あくまでも各学校での議論の余地を残した上で、各学校で最適なプランを考えていきたいと思っています。それは校庭についても同じです。

○副委員長 第4章について、20、21頁の校舎（諸室面積基準）表なのですが、避難所としての利用や地域開放ということで、基本的な方針として定めている部分については、この備考の部分に示しておいたほうが分かりやすくいいのかなと思います。また防災絡みのところで、22頁の防災性能という部分に備蓄倉庫や防災倉庫など、いわゆる面積がある部分が掲載されているので、面積があるものについては20、21頁の(3)校舎（諸室面積基準）の表に入れておいたほうがいいかなと思います。例えば(4)校舎以外の表で校庭、プール、屋内運動場は学校施設で、それらの学校施設以外ということで備蓄倉庫とか防災倉庫を掲げておいたほうがよろしいかなと思いました。

22頁、防災性能という言葉なのですが、防災性能というのは建物の仕様みたいな感じがするので、ここは防災機能などという表現にしたほうがよろしいかなと思

ます。また、複合化・多機能化の部分にある屋内運動場、多目的室（開放用）、家庭科室（調理室）については、避難所としての利用も考慮するという事なので、防災性能、防災機能の部分にもそのような記載があったほうがよろしいかなという気がしました。

23頁、表の一番右側の欄、整備方針という言葉は、例えば配置も整備方針の一つではあるので、整備方針という言葉ではなくて例えば空間構成とか仕様とか、そういう言葉にしたほうがよろしいのかなと思います。また、普通教室の部分で、国立教育政策研究所の研究の成果の一つとして、従来の普通教室だと収納スペースが十分ないと教室環境に関する教員の評価が下がるという結果も出ているので、収納スペースの確保についても触れておいていただくとよろしいのかなという気がしました。

○事務局 ありがとうございます。

ご指摘の点はそのとおりだと思いますので、直していきたいと思います。

特に避難所機能に関する部分については、地域で議論する段階でも非常に関心が強い部分だと思いますので、示すべきところはしっかりと示したいと思います。

普通教室の収納スペースの件については、例えば20頁に今(1)で面積だけ示しています。この策定委員会でシミュレーションの図を示したときに、収納のスペースも一緒に含めてシミュレーションしていますので、そのような図を分かりやすい形で入れたいと思います。

○委員長 26頁の校舎以外の校庭について、日影規制、斜線制限等があるため、必要な機能を確保することを前提に北側への配置も検討する、「も」になっているので北側を排除しないという表現ですが、逆に言うと、原則は南側にしたいということですよ。つまり当たり前のことなのであえて示していないということですよ。ビオトープについても、ビオトープは学校施設整備基本方針の中で、武蔵野市はビオトープを原則置くという話になっていて前提条件が分かり切っているので、ここでは難しい場合は別途考えようという意味ですよ。校庭は原則を明記していいのかもしれないなと思ったものですから。

○事務局 おっしゃるとおりです。できれば南側校庭という今の配置のままのほうが、近隣関係から考えた場合も納得は得やすいと思います。ドラスチックに配置を変えとなると、新たに利害関係をこうむる方も出てきますので、北側へというのは、あくまでもその選択肢を排除しないという程度に捉えていきたいと思います。

次に5章、整備スケジュールと費用の見通しについて28頁をご覧ください。

1、整備スケジュールです。(1)は基本的な考え方を示しました。特に第1段落はこれまで繰り返し申し上げてきた内容です。施設の建築年数を基本に、必要に応じ施設の劣化状況なども総合的に考慮し、改築順を決定します。機械的に建築年数だけで決めるわけではないという意味です。第2段落、下記に示す(2)劣化状況調査結果をもとに学校ごとの改築順序についてグループ分けを行います。第3段落、同年度に施工するのは2校まで、計画・設計も含めて4校程度とします。

その理由の1つとして図表14を記載しました。同年度に施工、工事するのを2校までとした理由ですが、校数がこれ以下だと70年近く使用する学校が出てきます。それは避けたいというのが1番目。理由の2番目は、財政的な負担をなるべく薄く平準化していきたいというものです。それから理由の3番目は、マンパワー的に工事を管理していくのは2校が限界であろうということもあります。

こういった基本的な考え方を示した上で、(2)が劣化状況調査結果です。今回の委員会も含め3回にわたってご議論いただいている部分です。(2)リード部分は調査の方法を記載しました。第1段落、文部科学省の記載の解説書をベースにしたということ、それだけではなくて本市独自の情報も加えたということ、これをもって総合的に整理したということになります。

具体的には、まず旧耐震の建物については過去の耐震診断結果を使いました。その一部は、現時点の数字に一部時点修正をして活用しています。あわせて令和元年度に、コンクリートの中性化がかぶり厚さを超えている建物について鉄筋の腐食状況調査を行いました。この関係があつて策定委員会のスケジュールも変更させていただいたところですが、それから鉄骨造の健全度調査、主に体育館ですが、これも実施済みです。

新耐震の建物については、建築基準法における検査済証を取得していますので、基本的に調査は不要としていますが、一部、検査済証が確認できなかった建物については、コア抜き調査をしています。それによって構造躯体の健全度は確認済みです。ちなみに新耐震の建物については、本市の校舎で一番古いのは千川小です。築後23年で、まだ大規模改修すら迎えていません。まして改築はさらに先の話です。

以下、さらに細かい話になります。大きく分けて28頁のア、29頁のイにわけられます。アの構造躯体は、全体の構造としての強度やその柱の強度の話です。イの構造躯体以外は、屋根、外壁、建物仕上げ等、建物を建物たらしめているものです。

さらにア、構造躯体については、(ア)から(エ)まで細分化されています。(ア)の耐震性能が全体に関すること、(イ)、(ウ)はコンクリートに関することですが、

(イ)はコンクリートそのものの強度、(ウ)は本質的にはコンクリートで守っている鉄筋の話です。(エ)は鉄骨の劣化状況です。

(ア)耐震性能については、旧耐震について新たに耐震改修をして必要な耐震性を確保している。全て耐震性は確保されているということ。

(イ)コンクリートの圧縮強度については、 13.5N/mm^2 が一つの基準になりますが、これを下回っているところはほとんどの学校ではありませんでした。この数字は長寿命化改修に適さないレベルとされています。言いかえると、安全上の観点から改築を考えるべきという水準ですが、それについてはほとんどなかったということです。例外として第2段落、第一小学校の体育館は 13.5N/mm^2 を下回っていました。策定委員会でもご説明しましたが、その内容を示しています。基本的には改築が必要な安全上の問題はないと判断を受け、その第三者機関の評定を受けた上で、改築ではなく耐震補強をした経緯があります。

「また」で始まる文章です。これは武蔵野市の独自の部分かと思えます。コンクリートの基準強度については、設計時の強度と実際にコア抜きした強度があります。設計時の強度とコア抜きした強度を比べてある程度開きが認められるもの、例えば75%未満のものについては、改築順を考慮してはどうかと提案しました。

(ウ)コンクリートの中性化の深さです。コンクリートによって守っている鉄筋の腐食があるかどうかということになります。コンクリートについては、もともとあったアルカリ性が経年によって失われていきます。これを中性化と呼びますが、これがコンクリートのかぶり厚さ50mmを超えているものが5校の校舎棟であったので、コンクリートを剥がして実際に鉄筋を確認しましたが、施工後の腐食は見られませんでした。ちなみにコンクリートの中性化が原因でコンクリートの圧縮強度が低下することはありません。ここでは(イ)と(ウ)の区別をしたいと思っています。

(エ)鉄骨の劣化状況ですが、これについても問題はありませんでした。

次にイの構造躯体以外については、屋根、屋上など5つの部位について文部科学省の解説書をベースにして評価をしました。その結果ですが、早急に対応する必要がある、改築を考えなければいけないDランクに該当する劣化は確認されませんでした。

以上の記述のベースは30から31頁の表です。まず30頁です。訂正をお願いします。第五小学校北校舎の建築年は1960年、築年数は59年です。大変申し訳ありません。

その上で31頁をご覧ください。圧縮強度のところ黄色く塗っている部分は、先ほど申し上げた設計時の強度を一定程度下回っている、具体的には75%を切ってい

る部分です。これについては改築順を考慮してはどうかと考えています。

中性化、保全状況の欄です。かぶり厚さ、診断時の中性化の深さの横に、2019年推定中性化深さというものがあります。これは理論式による時点修正をかけたもので、現時点でどの程度かというものです。黄色く塗っている部分は、それぞれのコンクリートのかぶり厚さ、厚さを超えて中性化が進んでいる部分なので、念のため鉄筋が腐食していないか確認しましたが、全て問題ありませんでした。

次の32頁は新耐震の建物についてです。新耐震の建物については、竣工時に建築基準法に基づく検査済証を得ています。そこで合格とされていますので、それに基づいて情報を整理しました。耐震性については問題なし、コンクリートの圧縮強度についても問題なし、中性化の深さについても20mmを超えている部分がありますが、50mmと比べるとまだ余裕がある状況なので、鉄筋の腐食についても問題なしとしました。鉄骨、躯体以外の劣化状況についてもAかBです。ちなみに2019年推定中性化深さについて、井之頭小学校体育館と第一中学校体育館と第三中学校体育館については、推定値ではなく実際の実測値を記載しています。

このように整理した上で改築順を考慮すべき劣化状況、要素としては、コンクリートの圧縮強度、設計基準強度を一定程度満たしていない部分が対象になると考えています。こういったことを踏まえて33頁(3)具体的な改築順序をご覧ください。大きくグループ分けをして、次の計画改定まで、つまり8年後までに改築する早期改築校と、次期計画期間中、つまり次の改定するタイミングで順番を決める学校、大きく2つに分けています。

第1グループです。どういった学校を入れるかの定義を第1段落に示しています。築後50年超で、次の計画改定までに築後60年を迎える学校、すなわち現在52年以上の学校になります。これは第二小学校、第五小学校、第一中学校、第二中学校、第五中学校、以上5校です。これらのほか劣化状況調査結果で改築を検討すべき項目がある学校が3校ありました。その内容は33頁(3)アの第2段落に示したとおり境南小学校、井之頭小学校、第六中学校の3校です。先ほどの5校と合わせて計8校を第1グループとしてくくり、そのグループ内での具体的な改築年は築年数や劣化状況のほか個別事情、例えば仮設校舎などの共有の可能性なども含め、丁寧に総合的に決めていきたいというのが第3段落の内容です。

この仮設校舎の共有については次の段落に記載しました。同じ中学校区内で仮設校舎を共有せざるを得ない場合に限定していきたいと思えます。あくまでこれは原則ではないと考えています。共有せざるを得ない場合、端的に言うと学校の敷地が

非常に狭くて仮設校舎が建てられない、そういった学校を救うためです。連続して事業を行っていく。その連続の仕方ですが、仮設校舎を共有する場合は児童・生徒が、小学校・中学校で連続して仮設校舎での生活になることを避けるため、例えば小学校の仮設校舎、小学校5、6年生でそこで過ごした後に中学校に上がって中学校1、2年生を仮設校舎で過ごす、つまり4年連続で過ごすことを避けるため、先に中学校の事業を行います。現時点では先ほど申し上げたとおり第五小学校、井之頭小学校は、校舎内への仮設校舎設置が難しいと考えられます。

第2グループは引き続き予防保全に努め、計画の改定時に改築順序を決定します。

具体的な年度は次頁です。濃いブルーが工事です。工事は1年間2校までにとどめたいと思います。上から五中、五小、一中、第1グループの中でも築年数が相当たっているものです。この表で言うと、60年プラスアルファ使っていかなければいけない学校です。五中と五小については仮設を共用するというパターンで、五中、五小の順にしています。一中と井之頭小も同じです。井之頭小と境南小、六中は、コンクリートの圧縮強度を考慮して第1グループに入れた学校です。それから第二小、第二中学校です。

補足として、仮設を自校でまかなうパターンと仮設を共有するパターン、2パターンありますが、それ以外の方法がない、共有せざるを得ない場合に限定したいと思います。基本は狭い学校を救うため、さらに子どもが学校で生活するという観点からは、仮設での生活を最小限にしていきたいためです。4年連続仮設校舎で生活するようなことにはしたくないと考えています。

それから補足の2点目として、ここに記載の学校は早期改築校ですが、改築するまでの既存の校舎への手当てもしっかりと行っていきたいと思います。例えば前回委員からもご指摘がありました小学校の雨漏りの話もありましたが、これについても今年、来年にかけてしっかりと対応したいと思います。

35頁、事業費です。第六期長期計画の財政計画、財政シミュレーションの投資的経費のうち、計画の計画期間である令和25年度までの事業費の見込みは、改築費が605億、改修費が119億です。

この数字については注意点が2点あります。1点目は令和5年5月末時点現在で試算したものであるということです。

2点目は、実際の事業費は、個別校の改築時点で詳細なプランを考えた上でないと決まらないということです。さらに、その当時の最新の建築単価、それから児童生徒数も反映させなければいけません。要は実際の金額と試算は一致しないという

ことになります。また、実際の面積は、先ほどのコマ数表でもありましたが、設計上の余裕を含んでいるので、そこから精査され減る部分があります。さらに、この第六期長期計画のシミュレーションでは、仮設校舎の数が全体として減るということは考慮していませんので、さらに減少する可能性があります。この費用については今後、増加・減少、両方の要素があるということ、幅としては一、二割見ておいたほうがいいだろうと思います。

○委員 33、34頁の具体的な改築順序については、なぜこのようにしたかという部分が、その前のスケジュールと費用の見通しについて述べられているところですので、大体皆様のご了解も得られるのではないかなと思っています。

基本的が一番古い学校が最初にならないというところは、校長先生などは地域の方へきちんと説明する必要があると感じています。そういったときに、4年間連続して仮設の子どもが出てしまうということについて、より皆さんにきちんとアピールをしていかななくてはいけないなと思いました。また、築60年以上経過したあとに改築する学校が出るので、当然、水回りなどだけではなく校舎内の美的な環境も、非常に子どもたちに影響してくると思います。例えば塗装など校舎内部について、実際生活するには大きな困難はないが、非常に見た目が美しくないという状況の中で何年間も生活するのは、良くないと思います。そういった内部の美化についての部分も、今後築60年以上たってから改築する学校については、意識をしていただけるとありがたいなと思っています。

○委員 内部の美化でも工事以外の部分もあると思います。今回、いろいろな調査を踏まえて具体的な年次が出たので、工事も含めその間必要な対処はしっかり予算にも反映させ、学校の状況も実際に聞いて、施設の担当と現場を見て対応することが必要だと考えています。

○事務局 35頁の事業費について補足です。スクリーンをご覧ください。長期計画で示しているのは、グラフで言うと左下の、二十数年間の部分です。仮にこの計画期間、現在の都単価を参考にして積算すると、こういった数字になります。あくまでも赤字で書いている部分です。単価も今後上下してきますが、参考のために現時点での東京都の単価などに基づき、それが今後ずっと変わらないと仮定した場合の数字です。これは増要素を反映したものですが、減要素は反映できていません。1つは個別校の設計で精査される余地です。それは今の段階ではプランがなく積算ができないので、最大面積として仮定しています。また仮設校舎の総数についても、プラン次第の部分があり積算し切れない面がありますので、反映はしていません。

あくまでも期間限定の数字であるということを、お含みおきいただきたいと思えます。これは参考の試算です。

○委員 数値についてなのですが、やっぱり何度見ても難しいなという印象があって、市民説明会のときもこの資料を使うのであれば、もう少し市民の方に分かりやすい形で表示できないのかなと、できるだけ誰が見ても分かるような形で、安全だということが分かる形で表記していただけたらいいのかなと思うのが1つあります。また、第4回傍聴者アンケートを見ると総合評価を点数化してほしいというご意見があるのですが、もし点数化するともっと分かりやすくなるのであれば、そういう形で示していただいたほうが、多くの人に理解していただけるのかなと思いました。

また、仮設校舎を共有する場合について、小学生と中学生とで同じ仮設校舎を使用して生活できるものなのでしょうか。体つきのことや生活スタイルが違うのかなと、特に低学年と中学校3年生とでは全く違うので、同じ仮設校舎をして生活がきちんと成り立つのかなという心配があります。また、事業費の605億円とかそういうところなのですが、それだけかかる見込みということですよ。それを考えると、最初のほうに出てきた積立金が123億円しかないというのが、「しか」という形に見えるのですが、お金は大丈夫なのかなという心配が出てきました。

○事務局 3点ご質問いただきました。1点目の点数化です。結論からいうと、点数化することは考えていません。例えば30、31頁です。これだけさまざまな指標があります。それを1つの数字にするというのはあり得るかなと思いますが、それぞれの指標に対する重みづけや、係数をどうするのかというのは、一義的に決まらないものです。文部科学省の手引書においても点数化している部分がありますが、それは31頁の躯体以外の劣化状況で、そこだけに限っています。それをもって例えば改築順を決めるとか、そういったことではありません。重みづけがなかなか難しいということと、一個一個、その指標の内容を見て改築が必要かどうか判断していくほうが、改築上の議論としては直接的に劣化状況を反映できるのかなと思います。

ただ委員がおっしゃったように、この辺は非常に専門的な話なので、説明会のときには、分かりやすく図表とか写真を使いながら説明したいと思えます。ここは大切なポイントなので、分かりやすくやっていきたいと思えます。

それから小・中の仮設校舎についてです。仮設校舎については、そのグレードの議論もありましたよね。やっぱり安かろう悪かろうではいけないと思っています。さらに、共有する場合の仮設校舎は、それなりの配慮が必要だと思います。小学校の低学年から中学生が使えるようにということなので、それは個別のプランのとき

にしっかりと配慮をしたいと思います。

○委員 本市の財政状況についてご質問いただきました。長期計画のときにも議論をされたところなのですが、本市の場合、非常に特に市税、税収に関して皆さんの納税で恵まれていまして、全国的にもトップクラスの財政状況という状況です。事業費は600億とか700億になるかもしれない中、百何十億という少ないように見えるかもしれませんが、本市の予算が、事業費600億、700億という規模に対して基金をトータルで四百数十億、学校だけで100億以上積んでいるというのは、例えば26市で言えば正直断トツに多い金額です。他市は本市の規模で全部合わせてさっき400億と申し上げた部分にあたる金額が100億、200億という状況なので、まずそういった中で全体的には今、非常に恵まれた状況です。市債と呼ばれる借金よりも貯金に当たる基金のほうが多い自治体はほとんどない状況ではあります。

ただ、そういった武蔵野市においても、これから全体として学校を中心に老朽化が進んでいるので、今までよりはしっかりお金をかけるところ、締めるところというのをやらないと、今までよりは財政が厳しくなります。ただ、それが例えば整備ができないとかサービスができないというところまでやるのではなく、きちんと予算をつくる時に必要なものは何かというのを、きっちり規律を持ってやっていく必要はあるという認識は持っています。

そういった形で進めていけば大丈夫です。あと、締めるところとしっかりやるどころというような話をしましたが、学校というのは、豪華にする、しないみたいな話は別としてしっかり必要な施設であり必要な予算はかけるべき部分なので、そこを予算がどうこうやるべきところではないというふうにも考えています。

○事務局 事務局からも財政について補足します。これだけの金額で今後大丈夫なのかということだと思のですが、この計画ができると、過去の学校建築と違って大きく違う点が3つあると思います。

この計画では標準仕様を定めます。1点目は、学校のグレードをオーソドックスなレベルにしておこうということ。2点目は、工事については1校2年間なので、平準化していこうということ。3点目は、計画期間を24年間と長く見ているということ。過去、鉄筋化の歴史を見ると期間は20年切っていました。短期間で一気にやったので、当時は財政負担が非常に大きかったところですが、この計画では、それを長期化して薄く平準化していこうということで、仕組みとしてはできつつあるのかなと思います。

○委員 別の質問なのですが、前回の委員会で、雨漏りをしている学校があると委

員が切実な様子でおっしゃっていらしたので、その環境で子どもたちが過ごしているのかと思うと、びっくりしてしまったのですが、今回提示されたプランで少し延びてしまうじゃないですか。資料12頁、築60年で鉄筋の腐食が始まるみたいな文言も書いてあるところがあるのですが、今回さび調査とかで何も問題なかったというお話は分かるんですけども、この先そういう腐食が進んでしまう可能性もあるのであれば、ちょっと先延ばしというか、危ない状況の中に置かれてしまうのではないかと心配になったのですが、どうなのでしょう。

○事務局 ご心配ももっともです。これだけあと改築まで年数は区切られているとはいえ、毎年、建築基準法に基づく調査・点検以外に、施設課独自で施設の全部位をチェックしています。そこでもこういった古い学校については、何か手を入れなければいけない部分があれば、そこでしっかり発見をして、予防保全の観点から手を当てていきたいと思えます。それでやっていけば大丈夫だと考えています。

○委員 築60年以上の学校に今後なくなっていく学校があるので、美化的なところも含めて意識をしていただければというお話を追加させていただいたところです。

○委員 先ほどの34頁、図表18について、初めに中学校を工事して、工事が終わって仮設共用という部分がありますが、これはこの仮設共用の工事中に建てていくわけですか。今度、小学校の工事が始まりますよね。そのときに、その中学校に小学校の子どもたちが行って勉強するということですよ。当然全校児童が行くはずでしょうけれども、そうすると、中学校の例えば体育館だと共用して使うとか、そういう機能的なことも考えているのでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおりでして、この共用する期間については、例えば五小の生徒が五中の仮設に通うということになりますので、その移動について、安全確保についてはしっかりと考えていかなければいけないと思えます。場合によっては体育館など時間を分けて共用するケースも考えなければいけないなと思えます。そういった影響もあるので、ここは限定的にしていきたいと思えます。

○委員 30、31頁の図表15は、もう少し拡大できるのでしょうか。大きくしていただけたら少し見やすいのではないかと思います。

○事務局 小さい文字になってしまいまして申し訳ありませんでした。できる限り大きくしたいと思います。

○委員 仮設校舎の利用については、五小の工事中は五中の校庭にある仮設校舎を五小の子どもたちが使うので、小・中共有で校庭、体育館を使うということも当然出てくると思えます。確かに共用はないほうがいいには決まっているのですが、今

の五小に仮設校舎を建てて工事をすることは不可能です。ほかの部分に仮設校舎を建てることも非常に難しい状況を考えると、そこは調整をしながら両校でやっていくことが、一番大事なかなと思っています。

○委員 仮設校舎について、事務局で小学校と中学校が連続して仮設校舎の生活にならないようにという配慮は、非常に大事なことで、ありがたいと思っています。そして、クラス数ということでは、中学校の仮設校舎の教室数が小学校には少ないということもあるので、そうした場合には臨機応変に仮設校舎を建て増しするといったことも必要かなと思いますので、ぜひそのあたりをお考えいただければと思っています。

○事務局 おっしゃるとおりです。特に仮設校舎については建築関係の規制も緩和される部分もあるので、そういったものを使いながら、あくまでも子どもたちの必要な教育環境を整えていくということ、第一にしてやっていきたいなと思います。

○副委員長 改築に至るまでの間の既存校舎の対応の件ですが、第5章、整備スケジュールということで、メインは改築という事業が非常に大きいので、その部分の記載がメインになるかとは思いますが、既存の施設の手当てについても、いろいろと実際の状況から非常に不安に思っておられる方もいらっしゃると思います。その部分については、例えば33頁の(3)イで若干、予防保全に努めるという記載があるのですが、このあたりしっかり学校の状況を見ながら対応していくということについては、もう少ししっかりと明記したほうがよろしいかなと思います。

○事務局 副委員長ご指摘のとおりだと思いますので、ここをもう少し厚く書いていきたいなと思います。

続いて、第6章、整備の進め方です。個別の学校での改築の進め方という意味です。36頁をご覧ください。

1番、体制について、(1)改築懇談会（仮称）の設置です。改築に当たっては、改築する学校、保護者、関係者、地域住民、教育委員会などによる改築懇談会を設置します。あくまでも仮称なので、これもご相談しながら名称は考えていきたいなと思います。ここをベースにして基本構想、基本計画の策定に当たっていくというのが、まず第1です。

(2)は庁内体制です。必要な庁内体制を教育委員会内に構築し、ただ、そこだけに閉じることなく、教育委員会内での横断的な連携とともに市長部局との調整も行っていきますということを記載しています。既に仕組みとして、4、5行目にありますが、公共施設等総合管理計画庁内推進本部や、課長級の実務レベルの会議であ

る庁内連絡調整会議などの会議体がありますので、そこを場にして調整をしていきたいと思えます。

2番、具体的な手順の話です。ア基本構想、イ基本計画、ウ基本設計、エ実施設計、オ工事、の5段階に分けています。

まずアの基本構想では、今回策定いただいている基本計画、それから各学校の面積や形などの工事の条件を確認します。それから地域の独自性や地域性等を踏まえ、改築に当たっての基本的な考え方、コンセプトを整理します。どういった学校であってほしいのか、これまでの学校のどういったところを引き継いでいくべきなのか、そういった哲学に関する部分をここでまとめていきます。

イの基本計画では、基本構想をベースにして、設計の前提となる新たな学校施設の全体像、スペックを示します。ここで施設の配置図やイメージ図が出てくるイメージです。ここで複数のパターンを示して選択をいただくというのが、基本計画の肝になると思えます。これをベースにして設計者に設計をしてもらうというのがウの基本設計、エの実実施設計です。設計が固まったら工事にかかるので、この1サイクルで5年程度と考えています。学校が置かれた状況によっては、この年数は前後するかもしれませんので「程度」という言葉で記載しています。基本構想、基本計画が最初の1年目なので、この1年目が肝になるのかなと思っています。そこでの議論を効率的に進めるためにも、この基本計画では標準的なものはあらかじめ定めていこうというものです。

(3)から議論の進め方です。改築懇談会を場として議論を進めますが、アンケート、説明会、ワークショップなど、適切な手法を選択して行いたいと思えます。

38頁、基本設計以降ですが、節目節目で広く情報提供を行いながらご意見を賜っていききたいと思えます。

3番は整備後の評価、次の学校への反映、計画の見直しについてです。計画の改定は8年ごとにローリングしていくということは、最初に申し上げたとおりです。改定するときには、それまで整備した学校の状況等を踏まえて、計画をさらによくできるのであればよりよくしていくということがあるかと思えます。これがPDCAのサイクルになるかと思えます。

○委員 36頁の1番(1)「学校の改築にあたっては」というところで、それぞれ意見を聞くということですが、地域の人、保護者、いろいろな関係者がいて、ある程度基本計画ができている段階で聞くのか、どの段階で意見を聞くのでしょうか。

○事務局 大きな話でどういった学校になってほしいとかそういったことは、基本

的に地域の方とそれをベースに近い形で話してもいいのかなとは思いますが、ただ、建物のしつらえ等については、この基本計画で標準仕様というものがありますので、スタートラインはそこだと思います。この計画を下敷きにして個別校でどういった学校がいいのか、具体的に詰めていくプロセスになると思います。

○委員 この学校施設整備基本計画がまず基準になっているということを、保護者や地域の方にもきちんと伝えていかないと、何でもかんでも自由に出して議論をしてしまうと、そこをまた整理していくのは、学校としても市としても、非常に厳しくなるのではないかなと思っています。ベースがあって、そこをもとに、どういう部分で各学校の構成を出していけるのかといった視点を、議論のスタートのところできちんと押さえていく必要があると思います。

○委員長 本日またいろいろ建設的なご議論をいただきましたので、それに沿って事務局と文言修正をしていきたいと思っています。この後、文言修正、図表のあらわし方の修正等あると思いますが、委員長一任ということをお願いできればと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。事務局は本日の議論を踏まえて修正が必要な箇所を整理して、また作業を進めていただきたいと思います。

◎議事

(2) 計画素案に対する意見聴取予定

○事務局 議事の(2)の計画素案に対する意見聴取予定について、資料3をご覧ください。今日のご意見を踏まえ素案を固めたら、12月13日(金)を目指して公表をしたいと思っています。それ以降、意見募集、いわゆるパブリックコメントを実施します。並行して市民説明会を3回開催します。先ほど委員からもご指摘ありましたが、ここでもなるべく分かりやすい資料を出したいと思っています。あわせて関係団体ヒアリングを実施します。それから欄外です。学校関係者、地域関係者、それぞれにも周知したいと思っています。相当ご意見が出てくると思いますので、これをまとめて委員会としての対応方針を、1月22日の委員会でまずご議論いただきたいと思います。その結果を計画に反映させて、2月3日の委員会で答申案を固めていくという段取りを考えています。

◎閉会

午前 11時49分閉会